

指導資料	教育経営 第39号	
	対象 校種	高等学校 特別支援学校



鹿児島県総合教育センター
令和2年10月発行



高等学校における学習評価の改善・充実に向けて

新しい高等学校学習指導要領が令和4年度から年次進行で実施される。各学校においては、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるよう、その改善・充実を図っていくことが緊要の課題である。本稿では、学習評価の改善・充実についての基本的な方向性について確認するとともに、各学校が取り組むべき事柄等について示す。

1 学習評価とは何か

高等学校学習指導要領（平成30年告示）総則において、学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮することが示されている。

生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

高等学校学習指導要領第1章総則第3款2(1)

つまり、学習評価とは、各教科等の目標の実現状況を把握し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かす営みのことである。ゆえに、学習評価は、生徒を序列化するものではないし、成績を付けたり進路選択の資料としたりするためだけにあるものでもない。各教科等の目標に照らして、生徒の学習の過程と成果を的確に捉え、教師による学習指導や生徒の学習活動を改善したり充実させたりしていくことで授業の改善を図り、生徒の資質・能力を育成し、よりよい成長を支えていくことが学習評価において大切なことである。

2 学習評価について指摘されている課題等

高等学校における学習評価については、ペーパーテストを中心としていわゆる平常点を加味した、成績付けのための評価にとどまっているとの指摘もある。その他、資料1に示すような課題等が指摘されている。

資料1 学習評価について指摘されている課題等

- ・学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が生徒の具体的な学習改善につながっていない。
- ・教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい。
- ・教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない。

一高等学校三年生等から出された意見一

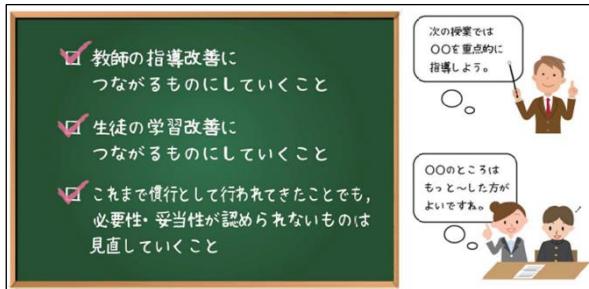
- ・学校の授業内でも、テストの際だけでもいいので、どういう点がよかったです、どういう点をもう少し頑張ってほしい、という一言だけでも毎回頂ければ、自分を向上させるための一つのきっかけになると考えます。
- ・通知表で数字だけ示されても分からぬので、中身をもっと提示してほしいと思います。…（観点別評価ではなく）数字での評価だけでは、そう評価された理由を推測することはできないということがあります。

「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」から抜粋

3 学習評価の改善の基本的な方向性と具体的な改善点について

そこで、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるよう、平成31年3月に「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」が通知された。この改善等通知は、先述した課題に応えるとともに、学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、資料2に示す基本的な考え方立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要であると謳っている。

資料2 学習評価の改善の基本的な考え方



以下、改善等通知で示された、主な改善点について示す。

(1) 指導要録に観点別学習状況を記載することとしたこと

現行においても、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」といった観点による評価を十分踏まえながら評定を行うこととされているが、現行の指導要録の様式例上は、観点別学習状況を記載する欄は示されていないため、観点別学習状況を指導要録に記載している学校は少ない。そこで、観点別学習状況の評価を充実するため、令和4年度以降に入学する生徒について、指導要録に観点別学習状況を記載することとした（資料3）。

資料3 指導要録の主な改善点

様式2（相手に関する記録）		第1学年		学年 評定	修得 単位 数	評定	評定
各教科・科目等	年 級	学年	学年				
国語	現代の日本語	語彙	文法	○	○	○	○
英語	英語	英語	英語	○	○	○	○

「高等学校生徒指導要録（参考様式）」を基に作成

資料4 学習評価の種類

目標に準拠した評価

- 学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らしてその実現状況を捉えるもの。
- 評価規準は各学校が設定。

集団に準拠した評価

- 学級又は学年における位置付けを見る。
- 相対評価とも言われる。

個人内評価

- 観点別学習状況の評価や評定には示しきれない生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの。

観点別学習状況の評価

- 各教科・科目の目標や内容に照らして、生徒の実現状況がどのようなものであるかを観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるもの。

- 現行では、次の4つの観点においてそれぞれ評価を行うことを基本としている。



評定

- 観点別学習状況の評価をもとに、各教科・科目の学習状況を総括的に評価するもの。

- 5段階で評価。

平成30年中教審児童生徒の学習評価に関する資料を基に作成

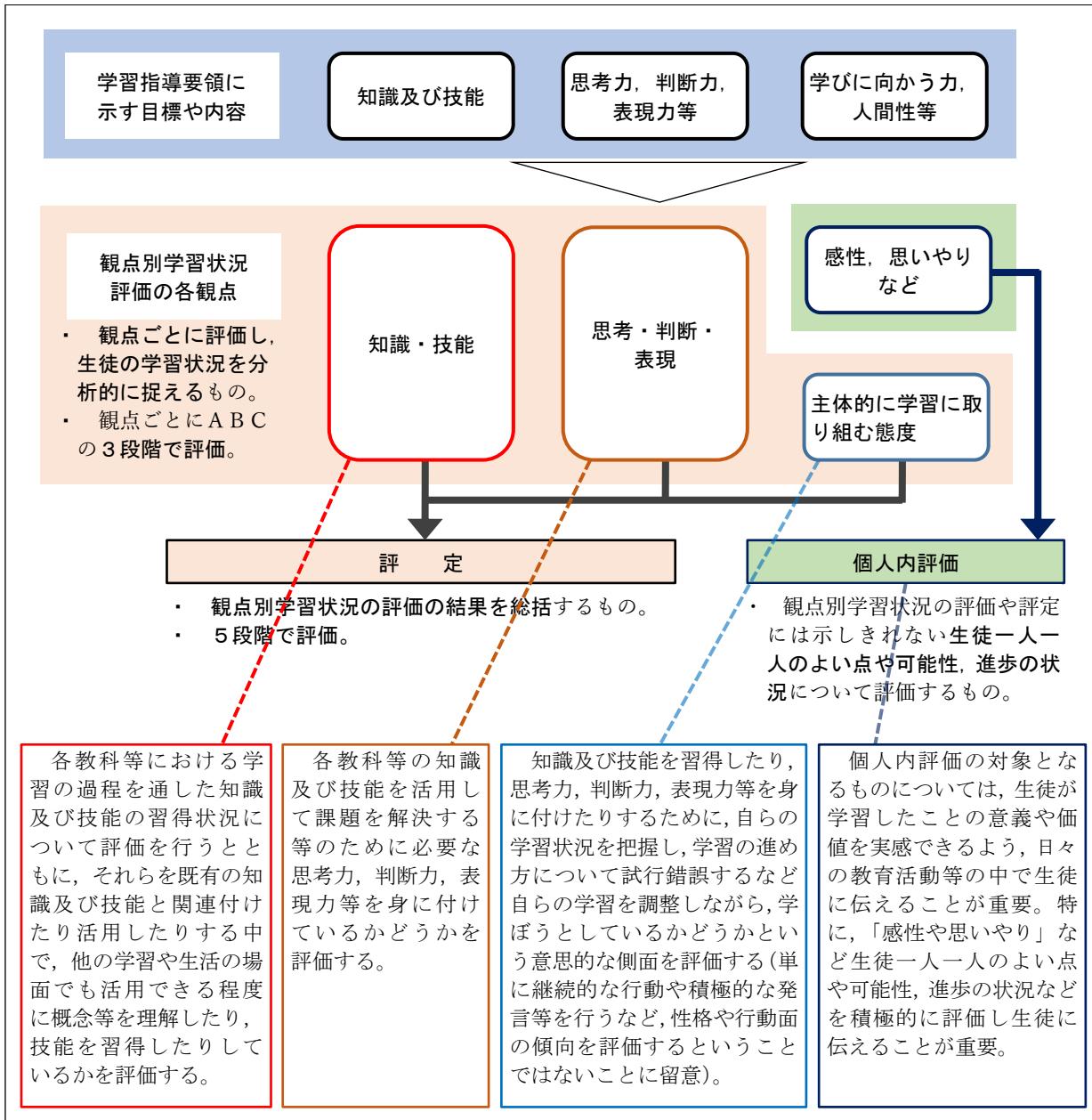
観点別学習状況の評価は、生徒の学習状況を、複数の観点から、それぞれの観点ごとに分析的に捉える評価である（資料4）。生徒が各教科等での学習において、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点に課題が認められるかを明らかにすることにより、具体的な学習や指導の改善に生かすこと可能とするものである。この観点別学習状況の評価をもとに、生徒の学習状況を総括的に捉えるものが評定である（資料4）。生徒がどの教科等の学習に望ましい学習状況が認められ、どの教科等の学習に課題が認められるのかを明らかにすることにより、教育課程全体を見渡した学習状況の把握と、指導や学習の改善に生かすことを可能とするものである。

さて、今回の改善等通知は、観点別学習状況の評価と、評定の両方について、目標に準拠した評価として実施することを明確に示している。すなわち、学習指導要領に示す各教科等の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科等の目標や内容に照らし、その実現状況を評価するものであり、集団内の相対的な位置付けを評価する集団に準拠した評価、いわゆる相対評価とは異なる点に注意が必要である（資料4）。

(2) 観点別学習状況の評価の観点が3観点に整理して示されたこと

新学習指導要領においては、各教科等の目標や内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、観点別学習状況の評価の観点も

資料5 各教科における評価の基本構造



「学習評価の在り方ハンドブック」等から作成

「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理されている（**資料5**）。生徒の実現状況をこの3観点ごとに評価し、その結果を指導要録に記載することになる。**資料6**はその記載要領について示したものである。なお、「学びに向かう力、人間性等」については、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、「感性、思いやりなど」といった、観点別評価や評定にははじまらず、個人内評価等を通じて見取る部分があることに留意する必要がある。

資料6 指導要録における観点別学習状況の記載要領

第1学年						
学観	評定	修得単位数	区分			
学習状況別			1	2	3	4
各教科・科目等	第1学年	第2学年	区分	標準	基準	基準
評定	A	B	標準	基準	基準	基準
修得単位数	5	2	標準	基準	基準	基準
備考						

・ 左から「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価を記入する。

・ 学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、

- 「十分満足できる」状況と判断されるものをA
- 「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB
- 「努力を要する」状況と判断されるものをC

のように区別して評価を記入する。

4 学校が取り組むべきこと

今後、各学校においては、観点別学習状況の評価の充実と、その質を高めていくことが求められる。以下に、取り組むべき事柄を示す。

(1) 各教科等で育成する資質・能力（評価規準）を設定する。

授業は、生徒に目標とする資質・能力を育成していく場である。目標に到達した生徒の姿を示したもののが評価規準であり、評価の際の拠り所となる。**資料7**のように3観点ごとに設定し、「おおむね満足できる」状況（B）を示す。

資料7 評価規準の例（公民科、教科全体の評価規準）

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
選択・判断の手掛かりとなる概念や理論、及び倫理、政治、経済などに関わる現代の諸課題について理解しているとともに、諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。	現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したり、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを探論したりしている。	国家及び社会の形成者として、よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとしている。

(2) 指導と評価の計画を作成する。

(1)を踏まえ、指導内容とともに、いつ（評価の場面）、何を（評価の観点）、どのように（評価の方法）評価を行うのかを示した指導と評価の計画を作成する。なお、その際、毎時間3観点全てについて、生徒の学習状況を記録に残すことは現実的ではない。「評価のための『記録』に労力を割かれて、指導に注力できない…。」では本末転倒である。日々の授業では、「指導に生かす評価」に重点を置き、生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かす。そして、生徒が学習状況の改善を図る機会をもった上で、単元や題材ごとに、3観点それぞれの実現状況を最もよく把握できる段階において「記録に用いる評価」を行うなど、その場面を精選することが重要である。

(3) 総括方法を検討する。

単元末、学期末、学年末等において、指導と

評価の計画の下に得た評価に係る記録からどのように観点ごとの総括的評価を行うか、さらに、それをどのように評定として総括するかについて、各学校で総括の考え方や方法等を検討し、共通理解を図っておかなければならない。

以上、取り組むべき事柄を3点示したが、評価規準や評価方法について、事前に教師同士で検討して明確化したり、評価に関する実践事例を蓄積して共有したりするなど、学校として組織的かつ計画的に取り組むことが求められる。また、評価規準や評価の方針等について生徒及び保護者に十分説明し、共有しておくことも重要である。そうすることで、評価の妥当性・信頼性を高めるとともに、生徒に各教科等において身に付けるべき資質・能力の具体的なイメージをもたせるなど生徒自身に学習の見通しをもたせることにもつながるからである。

5 最後に

未来の創り手となる生徒たちに、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成することが求められる。そのためには、生徒に必要な資質・能力を育成するために授業をどのように工夫するかという授業改善を進めると同時に、学習評価においては、観点ごとの評価をバランスよく実施し、その後の学習指導の改善に結び付けることが重要である。いわゆる「指導と評価の一体化」の実現が求められる。今後、学習評価の改善と充実を図っていくことで、「指導と評価の一体化」を実現し、生徒たちに未来の創り手となるために必要な資質・能力が育まれることを期待したい。

－引用・参考文献－

- 「学習評価の在り方ハンドブック 高等学校編」令和元年6月、文部科学省 国立教育政策研究所
- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」平成31年3月、文部科学省
- 「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」平成31年1月、中央教育審議会
- 高木展郎著『評価が変わる、授業を変える』2019、三省堂

